

鹿 児 島 県 公 報

平成28年 3 月 29 日（火） 第3199号の14



鹿 児 島 県

発 行 鹿 児 島 県

〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号

編 集 総 務 部 学 事 法 制 課

定 例 発 行 日（毎 週 火， 金）

目 次

（※については例規集掲載事項）

ページ

告 示

○鹿児島県中小企業制度資金融資要綱等の一部を改正する要綱（※）（経営金融課取扱い） 1
人 事 委 員 会 規 則

○鹿児島県人事委員会の行政組織等に関する規則の一部を改正する規則（※）
（総務課取扱い） 10

告 示

鹿児島県告示第377号

鹿児島県中小企業制度資金融資要綱等の一部を改正する要綱を次のように定めた。

平成28年 3 月 29 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

鹿児島県中小企業制度資金融資要綱等の一部を改正する要綱

（鹿児島県中小企業制度資金融資要綱の一部改正）

第 1 条 鹿児島県中小企業制度資金融資要綱（昭和47年鹿児島県告示第1218号）の一部を次のように改正する。

第 3 条 第 2 号中「小規模企業活力応援資金」の次に「（責任共有制度）を加え、「基づく責任共有制度」の次に「をいう。以下同じ。）」を加え、同条第 4 号中「推薦」の次に「又は認定特定創業支援事業（産業競争力強化法（平成25年法律第98号）第 2 条第23項第 1 号又は第 3 号の認定特定創業支援事業をいう。以下同じ。）による支援」を加え、同条第 5 号を次のように改める。

(5) 新事業チャレンジ資金（中小企業者又は組合が特許又は新たな技術等若しくは知事が特に新規性があるとして認めた技術等を生かして事業展開に取り組むために必要とする資金をいう。）

第 3 条 中 第 7 号 を 削 り， 第 8 号 を 第 7 号 と し， 同 号 の 次 に 次 の 1 号 を 加 え る。

(8) 耐震改修支援資金（中小企業者又は組合がその有する事業用建築物の耐震診断，補強設計，耐震改修又は建替えを行うために必要とする資金をいう。）

第 4 条 第 2 項 を 削 る。

第 6 条 の 表 創 業 支 援 資 金 の 項 及 び 新 事 業 チ ャ レ ン ジ 資 金 の 項 を 次 の よ う に 改 め る。

創業支援資金	新規に商工団体の推薦を受けて事業を開始する者にあつては，開業計画書（別記第 4 号様式）及び創業支援資金融資推薦依頼書（別記第 5 号様式）並びにそれらの添付書類 認定特定創業支援事業による支援を受けて事業を開始する者にあつては，市町村長の証明書
新事業チャレンジ資金	新事業チャレンジ資金事業計画書（別記第 6 号様式）及びその添付書類

第 6 条 の 表 緊 急 経 営 対 策 資 金 の 項 を 次 の よ う に 改 め る。

緊急経営対策資金	倒産事業者に対し50万円以上の売掛金債権等を有する者又は最近6月若しくは1年間における倒産事業者との取引額が取引総額の
----------	---

20パーセント以上である者にあつては、倒産関連調書（別記第7号様式）
 経済変動により売上金額が減少し、又は売上総利益の額の売上金額に占める割合（以下「売上総利益率」という。）若しくは営業利益の額の売上金額に占める割合（以下「営業利益率」という。）が低下している者にあつては、緊急経営対策資金（経済変動関連）融資対象該当申告書（別記第8号様式）

第7条第1項中「別記第10号様式」を「別記第9号様式」に改め、同項第2号中「別記第11号様式。別表第1創業支援資金」を「別記第10号様式。別表第1創業支援資金の項融資対象の欄第1号」に改め、同項第3号中「別記第9号様式」を「別記第8号様式」に改める。

第11条第1項中「第3条第7号」を「第3条第10号」に改め、「中小企業者」の次に「（別表第1緊急経営対策資金の項融資対象の欄第3号に掲げるものに限る。）」を加え、「同号の」を「同欄第3号に掲げる」に改め、同条第2項中「認定経営革新等支援機関」を「事業再生の計画の策定を支援した機関等」に、「経営の安定化に係る事業の計画の策定（既に策定された計画の変更を含む。）に係る指導及び助言」を「事業再生の計画のフォローアップ」に改め、同条第3項中「経営の安定化に係る事業の計画」を「事業再生の計画」に改める。

別表第1中小企業振興資金の項中「1.9%」を「1.8%」に、「2.1%」を「2.0%」に、「2.4%」を「2.2%」に、「2.6%」を「2.4%」に、「3.0%」を「2.6%」に改め、同表小規模企業活力応援資金の項中「1.9%」を「1.8%」に、「2.1%」を「2.0%」に、「2.4%」を「2.2%」に、「2.6%」を「2.4%」に改め、同表特別小口資金の項中「1.9%」を「1.8%」に、「2.1%」を「2.0%」に、「2.4%」を「2.2%」に改め、同表創業支援資金の項及び新事業チャレンジ資金の項を次のように改める。

創業支援資金	次の要件のいずれかに該当するもの (1) 新規に中小企業者として県内で事業を開始しようとする個人（県内に居住している者に限る。以下この項において同じ。及び会社（開業して6月未満の個人及び会社を含む。）並びに中小企業団体の組織に関する法律第3条第1項第6号の企業組合として県内で事業を開始しようとする者（開業して6月未満の企業	同上	運転資金に あつては、 1,000万円 設備資金に あつては、 2,000万円 (融資対象の(2)にあつては、 運転資金と設備資金を併せて 1,500万円)	7年以内 (24月以内の据置きを含む。)	1年以内の融資 1.8%以内 融資期間が1年を超えて3年以内の融資 1.95%以内 融資期間が3年を超えて5年以内の融資 2.05%以内 融資期間が5年を超えて7年以内の融資 2.25%以内 融資期間が7年を超えて10年以内の融資 2.45%以内	融資期間が 月賦均等割	保証機 関の定めるところによる。	保証機 関の定めるところによる。	別表第2に定める率 (融資対象の(2)にあつては、 年0.68% (女性又は30歳未満の者(法人であつてこれらの者が代表者である者を含む。) は年0.36%)	中小企業者にあつては、 各商工会企業組合にあつては、 鹿児島県中小企業団体中央会	同上	鹿児島銀行、 南日本銀行、 福岡銀行鹿児島営業部、 肥後銀行鹿児島支店、 宮崎銀行（県内営業店に限る。）、 西日本シティ銀行鹿児島支店、 熊本銀行（県内営業店に限る。）、 宮崎太陽銀行（県内営業店に限る。）、 各信用金庫、 各信用組合、 商工組合中央金庫鹿児島支店
--------	---	----	--	-------------------------	--	----------------	---------------------	---------------------	---	--	----	--

	<p>組合を含む。)で次の要件のいずれにも該当するもの</p> <p>ア 適切で確実な事業計画及び経営能力を有する者</p> <p>イ 本件融資を受けて開業することにより、地域経済の活性化に寄与するものとして、商工団体の長が推薦した者</p> <p>ウ 事業開始に必要とする額の10%以上の自己資金を有する者</p> <p>(2) 新規に中小企業者として県内で事業を開始しようとする個人及び会社(開業して5年未満の個人及び会社を含む。)で認定特定創業支援事業により支援を受けて創業を行おうとするもの</p>											
新事業 チャレン ジ資 金	<p>中小企業者及び組合で次の要件のいずれかに該当するもの</p> <p>(1) 知的財産権(特許権, 実用新案権, 意匠権又は回路配置利用権に限る。)に係</p>	同上	5,000 万円	<p>運転 7年以内 (24月以 内の据置 きを含 む。)</p> <p>設備 10年以内 (36月以 内の据置</p>	<p>融資期間が 1年以内の 融 資 年 1.8%以内 融資期間が 1年を超え て3年以内 の融 資 年 1.95%以内 融資期間が</p>	同上	原則と して不 要(会 社及び 組合に あつて は, 代 表者を 保証人 とす	原則と して不 要	別表第 2に定 める率 (融 資 対象の (2)に あつ ては, 年0.31 %)	同上	同上	同上

	る技術等を生 かして事業を 営む者 (2) 中小企業の 新たな事業活 動の促進に関 する法律（平 成11年法律第 18号）第9条 第1項の規定 により承認を 受けた経営革 新計画に基づ いて事業を営 む者 (3) 公益財団法 人かごしま産 業支援センタ ー（以下「か ごしま産業支 援センター」 という。）が 行う事業で知 事が指定した ものの採択を 受けた者でそ の技術等を生 かして事業を 営むもの (4) 県が行うト ラリアル発注 制度に基づく 製品等の選定 を受けた者で その技術等を 生かして事業 を営むもの (5) 知事が特に 新規性がある として認めた 技術等を生か して事業を営 む者		き を 含 む。)	3年を超え て5年以内 の融資 年 2.05%以内 融資期間が 5年を超え て7年以内 の融資 年 2.25%以内 融資期間が 7年を超え て10年以内 の融資 年 2.45%以内	る。)						
--	--	--	---------------	---	------	--	--	--	--	--	--

別表第1 産業おこし応援資金の項中「1.9%」を「1.8%」に、「2.0%」を「1.95%」に、「2.1%」を「2.05%」に、「2.3%」を「2.25%」に、「2.7%」を「2.45%」に改め、同表経営力強化資金の項を削り、同表ボタンタッチ支援資金の項中「1.9%」を「1.8%」に、「2.0%」を「1.95%」に、「2.1%」を「2.05%」に、「2.3%」を「2.25%」に、「2.7%」を「2.45%」に改め、同項の次に次のように加える。

耐震改 修支援	中小企業者及 び組合で次の要	同上	2 億 8,000	運転 15年以内	融資期間が 1年以内の	同上	同上	同上	別表第 2に定	同上	同上	同上
------------	-------------------	----	--------------	-------------	----------------	----	----	----	------------	----	----	----

資金	件のいずれかに該当するもの (1) 事業用建築物（中小企業者又は組合が県内に有するものに限る。以下この項において同じ。）の耐震診断を行おうとする者 (2) 耐震診断の結果、倒壊の危険性があると判断された事業用建築物（当該耐震診断の結果を既存建築物耐震診断・改修等推進全国ネットワーク委員会に登録されている耐震判定委員会（次号において「判定委員会」という。）が証するものに限る。(3)及び(4)において同じ。）の補強設計を行おうとする者 (3) 耐震診断の結果、倒壊の危険性があると判断された事業用建築物の耐震改修の計画（平成18年国土交通省告示第184号別添（建築物の耐震診断及び耐震改修の実施について技術上の指針となるべき事項）	万円	（24月以内の据置きを含む。）設備 20年以内（36月以内の据置きを含む。）	融 資 年 1.8%以内 融資期間が1年を超えて3年以内の融 資 年 1.95%以内 融資期間が3年を超えて5年以内の融 資 年 2.05%以内 融資期間が5年を超えて7年以内の融 資 年 2.25%以内 融資期間が7年を超えて10年以内の融 資 年 2.45%以内 融資期間が10年を超える融 資 変 動 金 利				める率				

に定める基準に適合していることを判定委員会が証するものに限る。)に従つて、事業用建築物の耐震改修を行おうとする者 (4) 耐震診断の結果、倒壊の危険性があると判断された事業用建築物の建替えを行おうとする者									
---	--	--	--	--	--	--	--	--	--

別表第 1 緊急災害対策資金の項中「1.9%」を「1.8%」に、「2.0%」を「1.95%」に、「2.1%」を「2.05%」に、「2.3%」を「2.25%」に、「2.7%」を「2.45%」に改め、同表緊急経営対策資金の項中

「
 (3) 次のいずれかの計画
 (当該計画に係る債権者全員の合意が成立したものに限り、)に従つて事業再生を行うもの
 ア 独立行政法人中小企業基盤整備機構の指導又は助言を受けて作成された事業再生の計画
 イ 県中小企業再生支援協議会の指導又は助言を受けて作成された事業再

生計画
ウ 産業競争力強化法第2条第16項に規定する特定認証紛争解決手続に従って作成された事業再生計画
エ 株式会社整理回収機構が策定を支援した再生計画
オ 株式会社地域経済活性化支援機構が再生支援決定を行った事業再生計画
カ 株式会社東日本大震災事業者再生支援機構が支援決定を行った事業再生計画
キ 私的整理に関するガイドラインに基づき成立した再建計画
ク 個人債務者の私的整理に関するガイドラインに基づ

「
(3) 県中小企業再生支援協議会が、支援することを決定した者
(4) 再生支援審査会が事業再生計画の妥当性を認めた者
」

を

に改め、「及び(4)」を削り、「、10年以内(36月)」

き成立した弁済計画
ケ 独立行政法人中小企業基盤整備機構が産業競争力強化法第133条に規定する出資業務により出資を行つた投資事業有限責任組合が策定を支援した再建計画
コ 経営サポート会議（信用保証協会、債権者たる金融機関その他の関係者が一堂に会し、中小企業者ごとに経営支援の方向性、内容等を検討する場をいう。）による検討に基づき作成し又は決定された事業再生の計画

を「10年以内（12月）」に、「1.9%」を「1.8%」に、「2.0%」を「1.95%」に、「2.1%」を「2.05%」に、「2.3%」を「2.25%」に、「2.7%」を「2.45%」に、

「別表第2に

「別表第2に定める率」を定める率（融資対象の(3)にあつては、年0.68%（責任共有制度の対象である保証がある者にあつては、年0.48%））に改め、同表セーフティネット対応資金の項中「1.9

%」を「1.8%」に、「2.0%」を「1.95%」に、「2.1%」を「2.05%」に、「2.3%」を「2.25%」に、「2.7%」を「2.45%」に改め、同表備考(1)中「特別小口資金」の次に「創業支援資金(2)」を加え、「経営革新型」を削り、「(4)」を「(3)」に改め、同表備考(2)中「特別小口資金」の次に「創業支援資金(2)、緊急経営対策資金(3)」を加える。

別表第2 中小企業振興資金の項及び小規模企業活力応援資金の項中「平成27年4月1日から平成28年3月31日まで」を「平成28年4月1日から平成29年3月31日まで」に改め、同表創業支援資金（融資対象が女性又は30歳未満の者（法人であつてこれらの者が代表者であるものを含む。）であるものに限る。）の項中「融資対象が」を「融資対象の(1)のうち、」に改め、同表創業支援資金（上記以外）の項中「上記以外」を「融資対象の(1)のうち上記以外」に改め、同表新事業チャレンジ資金の項を次のように改める。

新事業チャレンジ資金（融資対象の(2)を除く。）	年 1.26 %	年 1.11 %	年 0.91 %	年 0.71 %	年 0.51 %	年 0.36 %	年 0.16 %	年 0.00 %	年 0.00 %	年 0.51 %
--------------------------	----------	----------	----------	----------	----------	----------	----------	----------	----------	----------

別表第2 経営力強化資金（責任共有制度の対象である保証があるものに限る。）の項及び経営力強化資金（上記以外）の項を削り、同表バトンタッチ支援資金の項の次に次のように加える。

耐震改修支援資金	年 0.00 %									
----------	----------	----------	----------	----------	----------	----------	----------	----------	----------	----------

別表第2 緊急経営対策資金（融資対象の(3)及び(4)に限る。）の項及び同表備考3を削る。

別記第6号様式を削る。

別記第7号様式中「（経営革新型）」を削り、同様式を別記第6号様式とする。

別記第8号様式を別記第7号様式とし、別記第9号様式を別記第8号様式とし、別記第10号様式を別記第9号様式とする。

別記第11号様式中「25%」を「10%」に改め、同様式を別記第10号様式とする。

（鹿児島県中小企業制度資金融資要綱の一部を改正する要綱の一部改正）

第2条 鹿児島県中小企業制度資金融資要綱の一部を改正する要綱（平成22年鹿児島県告示第376号）の一部を次のように改正する。

附則第5項中「平成28年3月31日」を「平成29年3月31日」に改める。

附 則

- この要綱は、平成28年4月1日から施行する。
- 第1条の規定による改正後の鹿児島県中小企業制度資金融資要綱（以下「改正後の要綱」という。）の規定は、改正後の要綱別表第1に定める融資あつせん機関又は取扱金融機関が平成28年4月1日以後に受理する申込書に係る資金の融資について適用し、同日前に同条の規定による改正前の鹿児島県中小企業制度資金融資要綱別表第1に定める融資あつせん機関又は取扱金融機関が受理した申込書に係る資金の融資については、なお従前の例による。

人事委員会規則

鹿児島県人事委員会の行政組織等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年 3 月 29 日

鹿児島県人事委員会委員長 平田浩和

鹿児島県人事委員会規則第 9 号

鹿児島県人事委員会の行政組織等に関する規則の一部を改正する規則

鹿児島県人事委員会の行政組織等に関する規則（昭和51年人事委員会規則第 1 号）の一部を次のように改正する。

第 6 条第 4 号中「給与」を「人事評価、給与」に改め、「及び勤務成績の評定」を削り、同条第 7 号を次のように改める。

(7) 人事評価及び研修に関する任命権者に対する勧告に関すること。

第 6 条第 9 号中「競争試験」を「採用試験、昇任試験」に改める。

第 8 条の 2 第 1 号中「競争試験」を「採用試験」に改め、同条第 3 号中「及び審査専門員」を「審査専門員及び参事付」に改める。

第10条第14号中「競争試験」を「採用試験、昇任試験」に改め、同条第17号を削り、同条第18号中「研修及び勤務成績の評定」を「人事評価（総務課の分掌事務に係るもの）及び研修」に改め、「必要な事項の」を削り、同号を同条第17号とし、同条第19号を同条第18号とし、同条第20号を同条第19号とする。

第11条第 1 号中「給与」を「人事評価（職員課の分掌事務に係るもの）、給与」に改め、同条第 4 号中「給与」を「人事評価（職員課の分掌事務に係るもの）に関する勧告並びに給与」に改め、同条第11号中「営利企業等の従事」を「営利企業への従事等の」に改め、同条第18号を同条第19号とし、同条第12号から第17号までを 1 号ずつ繰り下げ、同条第11号の次に次の 1 号を加える。

(12) 退職管理の適正の確保に関すること。

第13条第 1 項の表課長の項中「各課」を「第 9 条の課」に改め、同表係長の項中「各係」を「第 9 条の係」に改め、同表審査専門員の項の次に次のように加える。

参事付	必要な課	上司の命を受け、その主務を処理する。
専門員	〃	上司の命を受け、課の事務を処理する。

第13条第 1 項の表主査の項を次のように改める。

主査	〃	〃
----	---	---

第13条第 1 項の表主事の項中「担当」を削る。

第14条第 2 号を次のように改める。

(2) 採用候補者名簿及び昇任候補者名簿（以下「採用候補者名簿等」という。）の統合、採用候補者名簿等からの削除、採用候補者名簿等への復活並びに採用候補者及び昇任候補者の提示の延期に関すること。

第14条中第19号を同条第20号とし、同条第18号中「営利企業等の従事」を「営利企業への従事等の」に改め、同号を同条第19号とし、同条第17号を同条第18号とし、同条第16号中「事務局職員のうち」の次に「専門員、」を加え、同号を同条第17号とし、同条第11号から第15号までを 1 号ずつ繰り下げ、同条第10号の次に次の 1 号を加える。

(11) 退職管理に関する調査の要求並びに報告の要求及び意見に関すること。

第15条第 1 項第 2 号中「営利企業等の従事」を「営利企業への従事等の」に改め、同条第 2 項第 5 号中「名簿」を「採用候補者名簿等」に改め、同項第 4 号を同項第 5 号とし、同項第 3 号の次に次の 1 号を加える。

(4) 退職管理に関すること（前条第11号の規定により局長の専決事項として定められたことを除く。）。

第19条中「第15条」を「第14条」に改める。

第20条第 1 項に次の 1 号を加える。

(8) 法定調書作成に伴う個人番号の取得及び利用に関すること。

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。ただし、第8条の2第3号、第13条第1項、第14条第17号、第19条及び第20条第8号の規定は、公布の日から施行する。